第五条　本會ハ労働問題、政治問題ヲ研究討議ス
但シ研究、討議ノ上逐次社會ニ発表スルモノトス
第六条　本會員ハ総テノ一切ノ解放運動ニ参加スルヲ妨ケス
第七条　本會ハ労働者ノ問題ニ対シ援助シ目的ノ貫徹ヲ期セシムルコト
第八条　本會々員ハ相互意志ノ疎通ヲ図ルタメ毎月一回以上会合シテ友誼ヲ温メルコト
第九条　本會ノ維持費トシテ会員ヨリ金五十銭ヲ徴収ス
但シ会員ノ徴収方法ハ毎月第一回會合当日各自持参スルコト
第十条　本會員タラントスルモノハ住所、姓名、職業ヲ明記シ會員二名以上ノ紹介ヲ以テ申込ミ幹事會ノ承認ヲ得ルモノトス

大正九年一月

紙　労　會

行　動

一、大正八年十一月二十四日午後八時三十分ヨリ京橋区有楽橋際笹屋ニ於テ紙労會員駒井清太郎、入沢吉次郎、岩谷新三郎、吉川芳郎、堀良治等十五名会合シ會ヲ倶楽部組織トナシ紙労會倶楽部ト変更ノ件ヲ協議シタルモ否決　次イテ左記事項ノ申合セヲナシタリ
(1)宣言、綱領、規約ヲ作製スルコト　(2)不真面目ナル政治運動経済運動ヲ排スルコト、全職ヲ顧スルコト　(3)地方遊説部ヲ設クルコト　(4)東京市内ニ於ケル火災地変等ノ場合ニ於テ労力ヲ供給スルコト　(5)紙労會ハ講演會ヲ開クコト

一、大正八年十一月二十九日午後七時ヨリ浅草区馬道町一丁目所在貸席江戸家ニ於テ普選及労働問題演説會ヲ開催来會者約百名午後十時閉會ス

一、大正八年十二月四日午後六時ヨリ京橋区新富町新富亭ニテ労働問題演説會開催来會者約二百五十名ニシテ弁士堀良治ノ演説ハ所謂不穏ニ亘ル言辞アリタルヲ以テ臨監警察官ヨリ二回ノ注意ヲ与ヘタルカ別ニ何事モナク午後十時閉會ス

一、大正八年十二月五日午後七時ヨリ日本橋区蛎殻町貸席相互倶楽部ニ於テ幹部會開催来會者二十一名宮川中笹屋ニ於テ起草セシ宣言綱領ヲ朗読之ヲ絶リ且ツ議ナク可決、次イテ左記事項ヲ可決セリ
(1)本會ハ総テノ労働者ノ集団トシテ結社届ヲナスコト　(2)宣言綱領ヲ貴族院、衆両院議員、資本家、労働団体等ニ郵送スルコト　(3)大正九年一月七日演説會ヲ開クコト　(4)一月二十日頃演説會ヲ開クコト
(5)會費ヲ毎月五十銭宛徴収スルコト

一、大正八年十二月十五日相互クラブニ於テ可決シタル宣言書ヲ各新聞社、労働団体及ヒ市内各新聞社労働団体等ニ郵送セリ

一、大正八年十二月二十五日午後六時ヨリ本所区ニ於テ江東倶楽部ニ於テ普選及労働問題演説會開催聴衆約百名午後十時四十分散會

一、大正九年一月九日神田美土代町青年會館ニ於テ演説會開催聴衆五百名左記決議ヲナシ尚刊行物（宣言）ヲ頒布セリ
決議　(1)第四十二帝国議會ニ於テ議決セル普選即時実行ヲ期ス
(2)治安警察法ノ徹底的打破　(3)労働問題ニ無理解ナル現内閣倒壊ヲ期ス

一、大正九年一月二十五日夕ヨリ十四日朝ニ亘リ左記不穏刊行物ヲ約二万枚自動車ニテ散布スル計画ナリシヲ以テ厳諭ノ上中止セシメタリ

檄文　　民衆ニ告グ

闘争ノ第一歩普選案ハ本日帝国議會ニ上提サレントス労働者ノ死活
無産者階級ノ運命日本帝国ノ危殆……起テ……起テ……灰色議
員ヲ鞭撻セヨ飛躍セル議會ヲ監視セヨ生キントスル者ハ叫ベ闘ヲ決ス
ルモノハ自ラ起テ往ケ往ケ帝国ノ危殆ハ眉ニ迫ル

一、大正九年二月十九日午後一時ヨリ普選促進祈願會ヲ催シ岩谷新三郎外